

富谷市福祉健康センター 指定管理者募集要項

令和8年9月

富谷市 保健福祉部 長寿福祉課

目 次

1	設置の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	指定管理の期間・・・・・・・・	1
3	応募の資格・・・・・・・・	1
4	募集要項の配布等・・・・・・・・	2
5	募集要項に関する質問及び回答・・・・・・・・	3
6	現地見学の希望・・・・・・・・	3
7	応募の受付・・・・・・・・	3
8	応募時に提出する書類等・・・・・・・・	3
9	管理運営の基本方針・・・・・・・・	4
10	業務内容・・・・・・・・	4
11	管理運営に要する経費の取扱い・・・・・・・・	4
12	選定の方法及び基準・・・・・・・・	5
13	選定結果の通知・指定手続き等・・・・・・・・	6
14	その他留意事項・・・・・・・・	7
15	指定管理者の指定後に事業の継続が困難となった場合の措置等・・・・・・・・	8
16	指定の取消し等・・・・・・・・	8

1 設置の目的

富谷市福祉健康センターは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に定める老人福祉施設で、市内に住所を有するおおむね60歳以上の者に対して、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としており、富谷市福祉健康センター条例（昭和63年富谷町条例第11号）第2条に基づき富谷市が設置しています。

〈施設概要〉

名 称	富谷市福祉健康センター（昭和63年4月1日供用開始）
所 在 地	富谷市富谷西沢13番地
構 造	鉄筋コンクリート2階建
延床面積	1,295㎡（1階890㎡、2階405㎡）
主な施設	事務室、浴室、相談室、機能回復訓練室、教養娯楽室（和室）、栄養指導室、集会兼運動指導室、作業室、ふれあいサロン 別記1「富谷市福祉健康センター平面図」を参照
併設施設	富谷中央市民センター、障がい者就労施設 夢の風（就労B型）

2 指定管理の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

3 応募の資格

（1）宮城県内に事業所を有する法人であること。

（2）法人又はその代表者が次の者に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者。
- ② 破産者で復権を受けていない者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して2年間を経過していない者。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者。
- ⑥ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者。
- ⑦ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者。
- ⑧ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者。
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び富谷市暴力団排除条例（平成25年富谷市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）である者又はその構成員を含む。（以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にある者。

(3) 老人福祉センターの指定管理業務を行っている実績があること。

4 募集要項の配布等

(1) 募集要項の配布場所及び配布期間

① 紙媒体の募集要項

紙媒体の募集要項は、本募集要項の最終ページに記載の「配布場所・提出先・問合せ先」において、令和8年9月28日（月）から令和8年10月16日（金）までの平日午前9時から午後5時まで配布します。（正午から午後1時までを除く）

② 電子媒体の募集要項

電子媒体の募集要項は、富谷市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.tomiya-city.miyagi.jp/>

(2) 募集要項に含まれる書類

○別記資料

- ・別記1 富谷市福祉健康センター平面図（1F 2F）
- ・別記2 提出書類一覧表
- ・別記3 個人情報取扱特記事項
- ・別記4 指定管理業務における情報セキュリティ対策に関する特記仕様書
- ・別記4-1 管理監督者に関する届
- ・別記5 公共施設のための自主点検の手引き
- ・別記6 経費項目一覧
- ・別記7 リスク分担表
- ・別記8 業務再委託一覧

○様式

- | | |
|---|--------------|
| (1) 公の施設の指定管理者申請書 | 様式第1号（第3条関係） |
| (2) 法人概要書 | 様式2 |
| (3) 事業計画書 | 様式3-1～3-8 |
| (4) 収支計画書 | 様式4 |
| (5) 役員名簿 | 様式5-1 |
| (6) 役員名簿の提出等に係る同意書 | 様式5-2～5-3 |
| (7) 欠格事項に該当しない旨の申立書 | 様式6 |
| (8) 定款 | |
| (9) 法人登記事項証明書（提出日より3か月以内に発行されたもの） | |
| (10) 納税証明書又は未納がないことの証明書（直近のもの） | |
| (11) 法人の令和8年度収支予算書及び事業計画書並びに令和7年度収支決算書及び事業報告書（任意様式） | |
| (12) 法人概要説明書(パンフレット等) | |
| (13) 法人の運営体制及び組織(組織体制図添付) | |
| (14) 老人福祉センターの指定管理業務を行っている実績が確認できる書類（任意様式） | |

※（8）～（14）は応募者において用意する書類となります。

必要書類が揃っているか確認してください。

5 募集要項に関する質問及び回答

募集要項の内容等に対する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期間

令和8年9月28日（月）～令和8年10月2日（金）

午後5時まで。

(2) 質問方法

任意の様式に質問内容を記入し、FAXまたは電子メールで送信してください（件名、団体名、担当者名、電話番号、FAX番号、を記載してください）。

① 件名は「福祉健康センター指定管理者募集要項に関する質問」としてください。

② 送信した際は、念のため電話にて着信の確認をお願いいたします。

(3) 質問先

富谷市保健福祉部 長寿福祉課

FAX：022-358-9915

E-mail：tyoujuhukushi@tomiya-city.miyagi.jp

(4) 回答方法

質問への回答は、令和8年10月7日（水）までに、FAXまたは電子メールで、質問された方に送付します。また、情報提供の公平性を期すため、富谷市のホームページに回答の内容を掲載いたします。

なお、回答の内容は、本募集要項の追加又は修正事項とみなすこととします。

6 現地見学の希望

センターの現地見学会を希望される場合は、申し出てください。日時等は別途調整します。

7 応募の受付

(1) 受付期間

応募受付は、令和8年9月28日（月）から令和8年10月16日（金）の平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く）行います。

(2) 応募書類の提出先及び提出方法

本募集要項の最終ページに記載してある「配布場所・提出先・問合せ先」に、直接持参してください。なお、提出時に応募書類等の確認を行いますので、事前に電話で連絡のうえ、来庁してください。

(3) 受付の条件

応募書類は、提出すべき書類（記載が必要な書類については必要な記載がなされていること）が、すべて揃っていることが確認された場合に受け付けます。

8 応募時に提出する書類等

(1) 提出書類

別記2「提出書類一覧」に記載の書類を正本1部・副本8部提出してください。

(2) 書類提出時の留意事項

- ① 書類の提出にあたっては、白黒A4判（既存の印刷パンフレット等を除く。）に揃え、糊付け等はせず、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。
- ② 事業計画書については、提案を求めている事項のほかにも業務の実施等にあたっての提案を積極的に出してください。その際は、任意様式により資料等を提出してください。

9 管理運営の基本方針

「富谷市福祉健康センター指定管理者業務仕様書」のとおり

10 業務内容

(1) 指定管理者の業務の範囲及び具体的な内容

福祉健康センターの指定管理者の業務の範囲は、富谷市福祉健康センター条例（昭和63年富谷町条例第11号）第8条の規定によりますが、詳細は別添「指定管理者業務仕様書」のとおりです。なお、業務仕様の詳細については、指定管理の指定後に本市と指定管理者との間で協議を行い、協定締結までの間に定めることとします。

11 管理運営に要する経費の取扱い

(1) 指定管理料の上限額

指定の期間（5年間）の指定管理料は、各年度次の表の金額以内の額とします。なお、この指定管理料には、消費税及び地方消費税10%を含みます。ただし、これにより難しい場合あるいは協定書及び事業計画書に記載の事項が履行されない場合等には、協議により指定管理料を変更するものとします。

（単位：千円）

年 度	上 限 額
令和 9 年度	26,656
令和 10 年度	27,595
令和 11 年度	28,687
令和 12 年度	29,640
令和 13 年度	30,621
合 計	143,199

(2) 指定管理料の支払方法

富谷市の会計年度ごとに、指定管理者の請求に基づき毎月支払いとし、口座振込みにより支払います。また、指定管理料の精算は行いません。

(3) 指定管理料に含まれるもの

指定管理料の経費の各項目名、及び光熱水費等、施設の管理上必要となる費用の積算額等は、別記6「経費項目一覧」に記載のとおりです。

また、災害等の予期せぬ事態が発生した場合の費用負担については、別記7「リスク分担表」に記載のとおりです。リスク分担表に記載されたもの以外のリスクに関する対応は、

別途協議にて対応します。

指定管理者は、自ら実施したすべての修繕について、定期的に本市に報告してください。

(4) 必要な保険の加入

利用者、従業者、その他の第三者及び施設に損害を与えた場合は、原則として指定管理者がその損害を賠償するものとし、そのために必要な範囲で保険に加入するものとします。

(5) 租税に関する事項

福祉健康センターの指定管理に関する業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項の第2種社会福祉事業に該当し、消費税法では非課税と規定していますが、事業の開始にあたっては、予め、課税・非課税の判断や他の税目の取り扱い等について、管轄の税務署、宮城県税務課、富谷市税務課住民税担当並びに資産課税担当等の関係機関に問い合わせてください。

1.2 選定の方法及び基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、「富谷市福祉健康センター指定管理者選定委員会の設置要領（令和8年9月25日施行）」に基づき設置された「富谷市福祉健康センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。

選定にあたっては、提出いただいた事業計画の内容の妥当性や、実施に要する費用と効果、事業計画に沿って福祉健康センターを管理する能力、業務に関する法人独自の提案の内容等を総合的に評価して選考します。

なお、総合評価の判断基準として点数制を採用しますが、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) 審査の手続き

① 応募資格の確認

法人からの応募書類等に基づき、長寿福祉課において確認します。

② 提案書類の確認

法人からの提案書類等に基づき、長寿福祉課において確認します。

③ 提案書類の審査

選定委員会による提案審査を実施します。提案審査の日時は別途通知します。

ア 実施予定日 令和8年11月上旬

イ 実施予定場所 富谷市役所（非公開）

ウ 出席者及び時間 1事業所3名以内の出席者とし、説明20分、質疑応答10分

エ 説明方法 事前提出した資料に基づき説明するものとし、追加資料は原則認めません。また、プロジェクターを使用する場合は、提案書を提出する際に書面にて申し込んでいただくとともに、パソコン等の機器は説明者において準備してください。

(3) 審査における評価等

審査における評価項目は以下のとおりです。

審査委員一人当たりの満点を100点とし、審査の結果、審査委員の1位の占有率が最

も高い提案者を指定管理者候補者とします。

ただし、1位の占有率が最も高い提案者が複数ある場合は、得点が最も高い提案者を指定管理者候補者とします。

なお、全審査委員の平均点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないとして、指定管理者候補者として選定しません。

採点は以下の基準に従って実施します。

- ① 施設の基本理念
 - ア 事業計画（事業実施方針）
 - イ 具体的運営方針と事業提案
 - ウ 利用者に対する支援のあり方
- ② 法令の規定遵守等について
 - ア 法令等の遵守に関する考え方
 - イ 個人情報保護に関する考え方や取組
- ③ 人材確保と育成等について
 - ア 職員の育成や職場の環境づくり
 - イ 研修制度の内容
- ④ 施設の管理体制について
 - ア 事故防止、緊急時の対応
 - イ 施設の維持管理
- ⑤ 費用
 - ア 事業収支計画について

1.3 選定結果の通知・指定手続き等

（1）選定結果の通知

選定結果については、次のとおり応募者全法人に文書で通知します。

（2）選定結果通知の予定時期

選定終了後速やかに通知いたします（令和8年11月上旬頃を予定）。

（3）指定手続

地方自治法の規定に基づき、指定管理者として選定された法人（以下「被選定法人」という。）を指定管理者として指定する議案を富谷市議会に提出し、その議決を経た後、指定管理者として指定いたします。富谷市議会への議案提出は令和8年第4回富谷市議会定例会を予定しています。

指定に当たっては、被選定法人に文書で通知するとともに、富谷市公告式条例（昭和48年富谷町条例第26号）の定めるところにより告示いたします（令和8年12月下旬頃を予定）。

（4）指定管理者の引継ぎ

上記（3）による指定手続き完了後、令和9年3月31日までに、必要な事務引継ぎを行います。

なお、事務を引き継ぐ際には、必要なデータ等について無償で提供するなど円滑な引継ぎに努めます。また、事務引継ぎを受けるために支出した費用については、一切補償いた

しません。

(5) 協定の締結

指定に伴い、センターの管理に係る細目的事項、本市が支払うべき管理費用の額及びその支出方法並びにリスク分担等を定めるため、協議を経て、協定を締結します。

(6) その他

市議会の議決を経るまでの間に被選定法人を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、被選定法人が福祉健康センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償いたしません。

1 4 その他留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件提案について接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

(2) 応募内容の変更の禁止

応募書類等の内容を変更することはできません（軽易なものを除く）。

(3) 提出書類の記載事項の変更

応募書類を提出後に、定款（寄附行為）や法人の名称、事務所の所在地、代表者等役員が変更になった場合など提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、その内容を記載した文書（任意様式）にて遅滞なく届け出てください。

(4) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を認める場合があります。

(5) 虚偽の記載をした場合の取扱い

募集書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(6) 応募後の辞退

応募後の辞退は、原則として認めません。やむをえない事情により辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(7) 応募書類等の取扱い

- ① 応募書類等は理由の如何にかかわらず返却しません。
- ② 応募時に提出された書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市がセンターの管理運営に関し公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、応募書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- ③ 応募書類等は富谷市情報公開条例（平成12年富谷町条例第28号）第2条第2号に定める公文書になりますので、同条例に基づく情報公開の請求により請求者に対し開示される場合があります。
- ④ 指定管理者として指定された法人の協定書、事業計画書及び事業報告書等の写しは、本市が、原則としてそのまま公開することができるものとします。

(8) 応募に関する費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(9) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(11) 暴力団関係事業者の排除

本市は、指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者を排除しており、合意書に基づき、暴力団関係事業者であるかどうかを宮城県警察本部長に対し照会します。その結果、排除措置対象法人等であることが判明し、宮城県警察本部長から排除要請があった場合には原則として指定の取消しを行います。

(12) 暴力団の施設利用における措置

公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続については、富谷市暴力団排除条例（平成25年富谷町条例第13号）に基づき暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、本市を通じ、利益になる利用であるかどうかを宮城県警察本部長に対し照会するものとします。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において利用の不許可処分を行うものとします。

(13) 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員による監査の実施が決定された場合には、指定管理者は、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、すみやかに改善等の措置をとるものとします。

1 5 指定管理者の指定後に事業の継続が困難となった場合の措置等

(1) 協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合

本市と指定管理者は誠意をもって協議することとします。

(2) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市は指定管理者の指定を取り消す等の措置を取ることとします。この場合、本市に生じた損害は指定管理者が負担することとします。また、次の指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行っていただきます。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、本市および指定管理者双方の責に帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。

なお、一定期間内に協議が整わない場合、本市は指定管理者の協定を解除できるものとします。その場合でも、次の指定管理者が選定された時に円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行っていただきます。

1 6 指定の取消し等

指定管理者が指定期間中に、「3 応募の資格」の（3）に該当することとなった場合には、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、「1 5 指定管理者の指定後に事業の継続が困難となった場合の措置等」のほか、指定管理者が行うセンターの管理に適正を期すために、本市が行う指示に従わないとき、その他指

定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。指定を取り消す場合でも、次の指定管理者が選定された時に円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行っていただきます。

【配布場所・提出先・問合せ先】

〒981-3392

富谷市富谷坂松田30番地

富谷市 保健福祉部 長寿福祉課

担 当：浅野 熊谷

電 話：022-358-0513

FAX：022-358-9915

E-mail：tyoujuhukushi@tomiya-city.miyagi.jp

富谷市ホームページ（指定管理者制度・募集等）

<http://www.tomiya-city.miyagi.jp/>